

昭和二十三年八月二十一日印刷  
第五十六條第六項中「第五号及  
次のやうに改正する。  
第二條 参議院議員の一名を  
一町村、其ノ組合役場へ之町  
村役場ト看做ス

昭和二十三年八月二十一日印刷

昭和二十三年八月二十二日先行

参議院事務局

印刷者 印刷局

第十九部

第二回 参議院議院運営委員会會議録 第五十九号

昭和二十三年七月一日(木曜日)

本日の会議に付した事件

○六月三十日の文教委員会における傍聴人の言動に関する件

○議院事務局法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議院法制局法案(衆議院提出)

○選挙運動等の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○衆議院議院運営法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○経済統制調査特別委員会設置に関する決議案(中川以良君五名発議)

午後二時四十分閉会

○委員(木内四郎君) これより委員会を開会いたします。昨日の文教委員会における傍聴人の言動に関する問題について堀越君より御説明をお願いいたします。

○委員(木内四郎君) 昨日の文教委員会において傍聴人に不審な言動があつたように思われますので、今後かかることがなく公正に議事を進めることができるようにいたしたいと存じます。

○委員(木内四郎君) 本件については日本教職員組合中央執行委員長成田喜英君と同組合の新制中学部長井上春男君が来訪しまして、陳謝の意を表し、且又組合では深く反省しておる旨の挨拶がありましたので、御説明をお願いいたしますと存じます。速記を止め

(速記中止)

○委員(木内四郎君) 速記を始め

○梅原眞隆君 経過的な対策として委員会の秩序が乱雑にならぬよう申合せをしてはどうですか。

○竹下重次君 外來者の傍聴に秩序を與えるため一定の標準を定める必要があると存じます。

○河井清八君 委員会における言論の自由を確保すると共に院内の秩序維持についても議長の監督を助行して頂きたいと存じます。

○島清君 本件は事柄が重大でありまして、各会派に持帰つて更に検討することとしてはどうですか。

○委員(木内四郎君) それでは本件については只今の島君の御発言通り御異議ございませんか。

○委員(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。

次に衆議院提出の議院事務局法の一部を改正する法律案及び議院法制局法案について衆議院の議院運営委員長より提案理由の説明をお願いいたします。

○委員(木内四郎君) 只今議題となりました議院事務局法の一部を改正する法律案及び議院法制局法案についてその大略を御説明申し上げます。両案共に先般衆議院を通過いたしました国会法の改正に伴ひまして、当然改正を要するものでありまして、事務局法においては、常任委員会の専門調査員は専門員となり、新に調査員が設け

られましたのでその点の改正を行い、職員中副参事の制度を廃止しまして、これを参事と改めたいというのがその趣旨であります。

次に議院法制局法案について申し上げますれば、国会法の改正に伴ひまして、議院法制局の大綱を決めなければなりませんので、この法律案を立案いたしました。その構成は議院事務局法と殆んど変わりません。即ち職員は法制局長、参事及び主事とし、その機構としては部課を設けることとしたいたしました。ただ法制局の性質といたしまして、委員会又は合同審査会の要求があつた場合には、法制局長及びその指定する参事が出席説明し得る方を講じました。

以上二件は共に衆議院議院運営委員会におきまして、慎重に審議して決定した案であります。簡単にありましたが、これで御説明を終ると共に、諸君の御賛成を得たいと思ひます。

○委員(木内四郎君) 次に衆議院提出の選挙運動等の臨時特例に関する法律案及び衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案について、衆議院政友及び選挙に関する特別委員会の選挙法改正に関する小委員長より提案理由の説明をお願いいたします。

○委員(木内四郎君) 先ず選挙運動等の臨時特例に関する法律案の要について申し上げます。本案は、現下の経済事情に鑑みまして、選挙の公平を確保し、選挙の公平と適正を期し、以て選挙の腐敗を防止することを目的とするものであります。一方選挙公営のため、選挙の自由を余り抑圧し、低調なる選挙にならないようにとの考慮を拂つたのであります。

第一に立会演説会は、すべて公営といたし、市及び人口概ね五千以上の町村で、都道府県の選挙管理委員会の指定するもの、及びその他の町村で、人口交通等を参酌して選挙管理委員会の指定した処に於て行うものであり、向市は人口概ね五万ごとに一ヶ所立会演説会を行うこととしたのであります。

立会演説会は候補者本人が行うことを原則とし、公務、病氣その他止むを得ない場合を考慮して、立会演説会の総回数の五分の一の回数を限り、代理人の出演を認めたのであります。

都道府県の選挙管理委員会又は、予め、立会演説会のプログラムを各政党又はその支部の代表者を集めて相談をして決定し、選挙の期日の公示又は告示の日から三日以内にこれを告示せねばならぬこととしたして、候補者の選挙運動の予定計画のたつように図つたのであります。

立会演説会は、計画、施設、周知方法等すべて一切公営でありまして、候補者は立会演説会出演の申請をし、日程のときに、演説会場へ向いて演説をするだけでよろしいのであります。

第二に個人演説会は、候補者が、市町村の選挙管理委員会に対し、五日前に届出をいたしますれば、演説会の施設及び周知方法は委員会が、これを行

い、それらに要する費用は國庫で負担いたしますのであります。

而して個人演説会においては候補者の代理演説を認めることとしたのであります。

第三に街頭演説は、候補者が全く自由は無制限に行うことが出来るものであります。候補者以外の演説も認めるのであります。候補者自身現在する間のみ行い得ることとなつておるのであります。

第四に、演説会その他の選挙運動を行いますために、候補者は自動車、拡声機及び船舶を使用することが出来ま

すが、その使用は同時に一合或いは一隻としたしまして、その費用によつて費用のかさむことを防ぎ、その使用の際には、都道府県選挙管理委員会の発行する証明書を常に携帯せねばならぬと共に、使用する自動車、拡声機、船舶には、選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければなりません。

その他選挙運動に従事する者が、國有鉄道、私設鉄道、バス等の交通機関を利用するため、各議員候補者は通じて十五枚の特殊乗車券の無料交付を受けることができるのであります。

自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料に関しては、その配給又は交付につき、國又は地方公共団体において、これを賒貸することとし、自動車の使用に要した費用は、これを選挙運動の費用に加算しないものとしたのであります。

第五に、その他の選挙運動といたし

まして、放送と新聞廣告があります。放送は三回以内において、議員候補者は、その政見を放送できることと、尚各政党も従来通り放送することとができるのであります。その他日本放送協会は議員候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、各議員候補者について、概ね十回放送することとしたのであります。

新聞廣告は、議員候補者及び各政党は日刊新聞に、議員候補者一人につき各一回だけ國の負担によつて、選挙に關して廣告することができるといふことになりました。

第六に、文書圖画の掲示については、街頭演説会及び自動車、拡声機又は船舶等は選挙事務所を表示するための張札、立札、看板及び提灯等は認めらるが、その他は一切これを認めぬこととし、なお街頭演説の間は、立札等を認めるのであります。

第七に選挙運動において禁止するものは、飲食物の提供、メガホン隊、選挙当日の運動等であります。

尚選挙事務の連絡のための千枚の葉書、書状の外は、郵便葉書、筆書した書状、各刺その他一切の文書を頒布することはできないものとしたし、また、

第八に、公営分担金として、議員候補者一人につき、二万円又はこれに相当する額面の國債証券を國庫に納付することとしたのであります。

尚本案は次の総選挙から、衆議院議員選挙のみに適用するのであります。以上が選挙運動等の臨時特例に関する法律案の要旨であります。次に衆議院議員選挙法の一部を改正

する法律案の要旨を述べますと、先ず投票立会人に関する規定であります。投票立会人の選任は従来候補者の届出によつておりましたものを、その手続の煩を省くため、市町村の選挙管理委員会が選任することに改めました。次に立候補に關する規定でありまして、その二つは、立候補届出締切期日のことであり、公営補充による事務的の必要に基き、従来選挙期日前七日でありましたものを今回は十日前と改正したのであります。

その二は、所謂兼職禁止に關する規定であります。衆議院議員との兼職を禁ぜられていた公務員は、その公務員を兼任した後でなければ立候補の届出ができないものとしたのであります。その他地方自治法の改正に準じまして、代理投票を認め、不在投票の範囲を拡大したのであります。供託金は五千円から三万円に引上げ、その没收率を現行の十分の一から五分の一に引上げました。尚政治資金規正法の制定と関連して、罰の程度の引上げ及び條文の整理を行った点等であります。

以上二法律案の要旨を御説明申し上げましたが、この両法案起草の過程において、問題となりました重要な数点について申添えて置きたいと思ひます。第一に、選挙法改正の主眼点について申述べます。本委員会は、先に政治資金規正法を立案いたしました。この法律は主として、政治資金及び選挙費の届出及び公開の方法によつて、政治を公正しようとするものであつて、直接に選挙制度そのものを改善しようとするものでありませんから、自然選挙法自体を改正して選挙の公正を期し、且政治の腐敗は選挙に金のかかるこ

とから起る事実を鑑み、歴大なる選挙資金を要しない選挙法を作る必要がある次第であります。この趣旨によりまして、今回の選挙法改正は、成るべく金のかからない選挙の実現を主たる目的とし、兼ねて選挙手続の合理化と民主化の見地から改正の必要ある事項及び他の法令の關係上改正を要する点に止め、全面的の改正は、他の機会に譲ることとしたしました。従つて選挙区について、これが拡大又は縮小の意見はありましたが、大勢は現行法通りとし、選挙法の別表を改正しないといふことに落着いたのであります。投票方法については、記号式投票の採用は時期尚早とせられ、又投票の單記か制限連記かの問題は意見対立を見ました。が、單記説が多数でありまして、結局現行法通りとなつた次第であります。

第二、選挙運動の自由に関する問題についてであります。選挙運動の公営の拡充強化は、候補者の選挙運動の費用を極力減らすことによつて金のあるなしに拘わらず立候補者に選挙運動の機会を均等に保障せんとするものであります。この案に對しまして、本来自由なるべき選挙運動を抑制し、言論の自由を奪ひ、新人の進出を阻害するものであるとの批判があるのであります。併しながら我々選挙運動の体験者から見まして先に述べました、演説、放送及び文書による選挙運動は、すべての候補者にとつて力の許す最大限度でありまして、然もこれらの選挙運動の機会を、政党の領袖たるはたまた白面の新人たるを問はず、すべての候補者に対して、完全に均等に開放せられ保障せられておるのであります。殊に街頭演説のごときは全く自由

に一任せられており、これを旨して、新人の進出を阻むものとなすことは、全く当を失するものといわなければなりません。又集会及び言論の自由を保障する憲法の精神に反するものではなからぬ論も聞くのであります。必要に多数の第三者又は労働者を利用して、或いは多数の自動車等を濫用し、又は文書圖画を濫造使用して、自己の思想、政策等の表明以外の即ち自己の印象を選挙人に鮮明ならしめるためあまり、感心のできない而も金のかかる方法を禁むに過ぎないのであります。

今回の改正法案におきましても、候補者みずから、思想、信條、主義、政策を選挙民に訴へ、その批判を請う機会は十分保障せられておるのであります。即ち何千人と聴衆の集るであろう二三十回の公営立会演説会、三十回の個人演説会、無限にどこでも開ける街頭演説会において、獅子吼することができるのであります。又ラジオによる数回の政見の放送、選挙公報、新聞廣告いずれも公営であります。これらによつて、主義政見の発表ができるのであります。尚金のかかる私営ボスターの代りに、内容の改善された公営の氏名掲示を投票区に三乃至五個所にこれを行い、又物と金の浪費の甚だしいメガホン隊、自動車隊による氏名連呼の代りにラジオによつて選挙期間中十回も氏名、党派、経歴等のニュースとしての放送が行われるのであります。かくして、選挙資金を有しないため又は選挙に關して特別な地盤や支持團體を持たないために、對等に自己の抱

できない優秀な人材にとつては、選挙の公営によつて、眞の意味の選挙の自由が保障せられるのであつて、形式的な選挙の自由よりも、實質的自由を尊重することこそ、憲法の精神に副うものであることを信する次第であります。

第三に、選挙公営で金がかからないといふことになり、泡沬候補の賣名的濫立によつて、選挙界が攪亂せられ、公営に支障を來すことも予想せられますから、立候補の自由を保障しつつ、濫立に對して、防止的措置を二三採用したのであります。

第四に、個人の選挙運動費用の制限について、大部分の選挙運動は公営に移されましたが、街頭演説会を初め個人としての運動の範囲も相当あります。るので、選挙運動の支出は、これを認めることが必要であります。併しその費用の制限額につきましては、現行法令は單價六十銭となつており、一候補者当り五万円前後の計算となり、來るべき総選挙の時期には、物價指數は昨年春の七倍位になると思われ、す。そうしますと、五万円が三十五万円と相成るのであります。公営補充の結果個人の選挙費用は現行の五万円乃至その二三割増の程度で制限することとが妥当であると認められ、これは政令に譲ることとしたのであります。

第五に、公営に要する経費は概算として候補者当り十五六万円を要する見込であります。而してこの公費費十五六万の中、候補者の分担する二万円という金は十五枚の交通機關のパス代が一万円、二回の新聞廣告料一万円計二万円となり、パスと廣告の費用にし

て、

て、

て、

る法律案の要旨であります。次に衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案の要旨を述べます。選挙法自体を改正して選挙の公正を期し、且政治の腐敗は選挙に金のかかること、殊に街頭演説のごときは全く自由

か当らないのでありますから、二万円  
の分担保は已むを得ないところと思うの  
であります。

第六に、選挙法規は守り易く守らせ  
易いという方向に規定いたしました  
が、なお選挙は国民の環視の下に公正  
に行うという趣旨から、選挙管理委員  
会は投票方法、選挙違反その他選挙に  
関する重要事項を周知徹底させる方法  
を取らなければならない旨を規定した  
のであります。

更に検察官その他選挙取締機関は選  
挙の公正を確保するため、選挙違反の  
ないよう取締を励行すべき旨特に一  
條項を設けた次第であります。

最後に選挙運動に関する臨時特例に  
関する法律案第三十條の交通至難の島  
嶼その他の地と著しい山岳地帯、又は  
冬季積雪頗る多量で交通極めて困難な  
地方も含むものでありますから、政令  
で特別の規定を設けることができる次  
第であります。

尙お手許に配付しました両法律案は  
仮刷であつて、ミスプリントもあるか  
と思ひますから、この点は了承を願つ  
ておきます。

以上を以ちまして選挙に関する両法  
案の起草の経過並びに結果の報告を終  
ります。

○藤井新一君 この法律の規定するこ  
ころが、憲法の保障する自由権を侵害  
するといふような問題はありませんで  
したか。

○衆議院議員(竹谷源太郎君) 委員会  
においては左様な問題は起りませんで  
した。

○門庭一君 この二法案についてこ  
れまで両院の合同審議をやつたことが  
あります。

○衆議院議員(竹谷源太郎君) 案がな  
かなか纏らなかつたのでその余裕があ  
りませんでした。

○委員(木内四郎君) 本件は政党及  
び選挙に関する小委員会に付託して審  
議することとしてはどうですか。

○藤井新一君 会期も切迫しておりま  
すので、小委員会としては付託されて  
も審議終了の責任を負はせません。

○委員(木内四郎君) それでは本件  
は、本日はこの程度として今一度御審  
議願うこととして御異議ございません  
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員(木内四郎君) 御異議ないも  
のと認めます。

○佐伯四郎君 経済統制調査特別委  
員会設置に関する決議案につき先に中  
川議員から説明があつたことと思いま  
すが、私からもこれに補足的な説明を  
附加したいと思ひます。決議文にもあ  
りますようにこの委員会は、経済統制  
の事実について実際の面から直接に取  
調べようとするもので現状においては  
かくのごとき計画は一刻も早く実施し  
た方がその成績を挙げる事ができる  
と信じますので、出来るだけ早く御協  
議の上御決定を願ひたい。

○佐々木夏作君 この委員会は、法規  
にある特別委員会とはやや異つたも  
のであると思ひます。

○委員(木内四郎君) それでは本件  
については又次の機会に御相談願うこ  
ととして、本日はこれを以て、委員会  
は散会いたします。

午後四時十分散会  
出席者は左の通り。

委員長 木内 四郎君

第十九号 衆議院議員選挙法第五十九号 昭和二十三年七月二日

理事	藤井 新一君
	河井 彌八君
	竹下 豊次君
委員	天田 勝正君
	島 清君
	塚本 重蔵君
	左藤 義詮君
	平沼彌太郎君
	大隈 信幸君
	門屋 盛一君
	櫻内 辰郎君
	梅原 眞隆君
	木下 辰雄君
	佐伯四郎君
	徳川 宗敬君
	堀越 儀郎君
	佐々木良作君
委員外委員	田中耕太郎君
文教委員長	田中耕太郎君
衆議院議員	淺沼稻次郎君
議院運営委員長	淺沼稻次郎君
政党及び選挙に 関する特別委員 会選挙法改正に 関する小委員長	竹谷源太郎君
事務局側	
参事(事務次長)	近藤 英明君
参事(法制部長)	川上 和吉君
参事(記録部長)	小野寺五一君
参事(委員部長)	河野 義克君

六月三十日本委員会に左の事件を付託  
された。

一、議院事務局法の一部を改正する  
法律案(衆議院第九号)

二、議院法(衆議院第十号)  
(予備審査のための付託は六月  
二十九日)

一、経済統制調査特別委員会設置に  
関する決議案(中川以良君外五名  
発議)

経済統制調査特別委員会設置に  
関する決議

現行の経済統制については、その  
範囲、機構及び運営方法等において  
改善を要する点が少くない。而して  
経済統制が当を失するときは、生産  
意欲を阻害し國民の道義観念の低下  
を招き経済の復興を妨げることとな  
る。

よつて、これらの点につき検討を  
加えて必要な是正を図ることが刻下  
の急務であるに鑑み、本院は次の如  
き要領による超党派的経済統制調査  
特別委員会を設置し、かつて経済統制  
改善の方途を講ずるものとする。

一 経済統制調査特別委員会は、議  
長の指名する二十五人の委員をも  
つて構成する。

二 委員会は、経済統制の企画と実  
施とに關係ある官公廳、公園、金  
融機關等につき、物資の割当、生  
産、出荷、輸送、配給、資金、價  
格その他に關する統制実施の状況  
及びその適否を調査し、整理改善  
を要すると認めるものについて  
は、政府をして速かにこれが是正  
の実をあげしめると共に國會にお  
いても立法その他必要な措置を講  
ずるものとする。

三 委員会は、國會の会期中の外閉  
会中においても調査を継続し、会  
期中たると閉会中たるとを問はず  
必要と認められた場合には、証人の出  
頭又は機密書類の提出を要求する  
ことができるものとし、これに伴

る所要の経費は支出することがで  
きるものとする。

四 委員会には臨時に調査のため必  
要な職員を置くことができる。

五 委員会の費用は、月平均五十万  
円を超えてはならない。費用を支  
出する場合は、委員長又は委員長  
が指名する理事の請求により、議  
長は、参議院の予備費よりこれを  
支拂うものとする。

六 委員会は、調査の進行に關し、  
会期中は、毎月中間報告を議院に  
提出し、爾後成るべく早い時期に  
最終報告書を提出するものとし  
る。

右決議する。

第十九部 議院運営委員会記録第五十九号 昭和二十三年七月一日【参議院】

四

昭和二十三年九月十五日印刷

昭和二十三年九月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

第十九部

(四六五)